



大会要項

第48回九州自治体職員サッカー選手権大会

- 1 名称 第48回九州自治体職員サッカー選手権大会
- 2 主催 九州自治体職員サッカー連盟
- 3 主管 第48回九州自治体職員サッカー選手権大会実行委員会（九州自治体職員サッカー連盟長崎県支部）
- 4 後援 （一社）九州サッカー協会、（一社）長崎県サッカー協会、島原市サッカー協会、島原市、島原市教育委員会
- 5 特別協賛 （株）モルテン
- 6 期日 2019年5月17日（金）～20日（月）[4日間]
- 7 会場 島原市（長崎県フットボールセンター、島原市営平成町多目的広場）
- 8 出場資格

（公財）日本サッカー協会に2019年度選手登録されている都道府県及び市町村並びに一部事務組合職員（正規職員に限る）のみをもって構成されたチームであって、次の資格を有するものに限る。ただし、一部事務組合に採用された者が、当該組合を構成するいずれかの自治体チームに所属する場合には、あらかじめ当該組合を構成するすべての自治体チーム及び九州自治体職員サッカー連盟の了承を得るものとする。

なお、出場資格に疑義のある場合は、あらかじめ各県支部の意見を求めることを要し、なお疑義のある場合は、連盟運営委員会がこれを裁定する。

(1) 2019年度の全国・九州自治体職員サッカー連盟への加盟団体登録手続きを完了し、会費納入済みであること。

(2) チーム編成

① 1自治体1チームとする。従って、1自治体に複数チームが存在する場合は、当該自治体の中で予選を行い、その勝ちチームを代表チームとするか、または各チームから選抜した選手で代表チームを編成することができる。

② 1自治体で1チームを編成することが困難な場合は、あらかじめ各県支部を通じ九州自治体職員サッカー連盟に申請し、承認を得て3つ以内の自治体でチームを編成することができる。その場合、編成する各自治体の名称で上記(1)の手続きを経なければならない。

9 出場チーム数

本大会は、開催地、前年度1位から4位までのシード、各県から選出された36チー



ムによって行う。

10 出場チーム決定の方法

- (1) 各県支部は、県予選を行い、4月19日(金)までに本大会出場チームを決定する。
- (2) 各県支部は、予選終了後、本大会出場チームの予選最終試合における退場者の有無と、予選結果を4月19日(金)までに電子メールで連盟事務局あて報告すること。

11 大会形式

36チームによるノックアウト方式にて優勝以下第7位までを決定する。但し、3位決定戦は行わない。

また、優勝以下第7位までのチームは、2019年7月26日(金)～8月1日(木)にJヴィレッジ(福島県双葉郡檜葉町)にて開催される第48回全国自治体職員サッカー選手権大会の参加の義務を負う。但し、同一県から全国大会に出場できるチームは3チームまでとし、同一県チームが4チーム以上ある場合等における全国大会出場チームの決定方法等については、別添(全国大会出場チームの決定方法等)のとおりとする。

12 競技規則

本要項に定める事項を除き、2019年度(公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。

13 競技方法

(1) 試合時間

- ① 試合時間は70分とし、インターバルは10分とする。勝敗が決定しない場合はペナルティキック方式により勝敗を決定する。また、全国大会出場チームを決定する順位決定戦の試合時間は60分とし、インターバルは10分とする。
- ② なお、準決勝及び決勝戦で、試合時間内に勝敗が決定しない場合は20分の延長戦(10分ハーフ)を行う。それでも決しない場合は、ペナルティキック方式により勝敗を決定する。

(2) 選手及び役員の数等

- ① 出場選手の数は11名とする。
- ② 選手の交代については、試合を通じて最大5名までとし、あらかじめ「メンバー提出用紙」に記載された交代要員(最大7名)と交代することができる。
- ③ 役員については、最大5名までベンチに入ることができる。なお、役員が選手を兼ねる場合は選手の数に含み、役員の数には含まないこととする。
- ④ 戦術的な指示は、テクニカルエリア内からその都度1名の役員のみが行うことができる。



(3) メンバー提出

出場チームは、先発する選手及び交代要員の氏名・選手番号、並びに、ベンチ入りする役員の氏名を「メンバー提出用紙」に記載し、(公財)日本サッカー協会発行の選手証(「メンバー提出用紙」に記載した選手全員分の選手証(電子選手証をプリントアウトして1枚1枚をカードファイルに格納したもの)を添えて、マッチコーディネーションミーティング時に大会運営本部に提出しなければならない。

(4) マッチコーディネーションミーティング

試合開始予定時刻の60分前に、全試合においてマッチコーディネーションミーティングを行う。該当チームの代表者は、登録ユニフォームと、選手証を持参のうえ出席し、決定事項をチームに周知しなければならない。

(5) 退場者への処置

- ① 本大会において、退場を命じられた選手は、次の1試合を自動的に出場停止とし、それ以降の処置については、本大会の規律委員会において決定する。また、2試合にわたって主審より警告を与えられた選手は、次の1試合を自動的に出場停止とする。
- ② 出場停止処分を受けた選手は、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることはできない。
- ③ 県大会、本大会、全国大会は、懲罰規程上の同一競技とみなし、最終試合における退場により大会終了時点で未消化の出場停止処分は、それに繋がる本大会、全国大会において順次消化する。なお、県大会と本大会における警告の累積は、それぞれの大会で消滅し、本大会や全国大会に影響を及ぼさない。
- ④ 本大会は、(公財)日本サッカー協会懲罰規定「第25条 公式競技会における懲罰」に則り、九州自治体連盟事務局長を委員長、事務局次長を副委員長及び、委員長が指名する委員で構成する大会規律委員会を設ける。
- ⑤ 本大会の規律問題は、(公財)日本サッカー協会[懲罰規定]に従い、本大会の規律委員会が処理する。

(6) 試合球

本大会では大会試合球を大会運営本部で用意し、試合球は(株)モルテン社製のヴァンタッジオ 5000 芝用(全国自治体職員サッカー連盟主催大会の公式試合球)を使用する。

14 ユニフォーム

出場チームは、(公財)日本サッカー協会[ユニフォーム規程]に従い、正副2組の異色のユニフォーム(シャツ、ショート、及びソックス、GK共)を用意し、大会参加申込書で届け出ること。

なお、大会参加申込書提出後の自己都合によるユニフォームの変更は認めない。



15 帯同審判員

(1) 3回戦までの副審は、出場チームの帯同審判員が担当するため、必ず3級以上の審判員1名を同行すること。

また、担当する試合の60分前に行われるマッチコーディネーションミーティングに審判員証（電子登録証）を持参し、出席すること。

(2) 選手が帯同審判員を兼ねる場合は、原則として審判の職を優先すること。

16 参加申し込み

(1) 本大会出場チームは、所定の「大会参加申込書」と「プライバシーポリシー同意書」を各県支部あて電子メールにより提出すること。

(2) 各県支部は、本大会出場チームより提出された大会参加申込書のユニフォーム等の内容を確認のうえ、4月26日(金)までに大会実行委員会あて電子メールで送付することとし、これ以降の変更は認めない。

(3) 選手としての登録人数は30名以下とし、役員が選手として出場する場合はこれに含まれていなければならない。

17 試合組み合わせ

(1) (一社)長崎県サッカー協会に於いて決定し、その結果は、各県支部を通じて出場チームに通知するとともに、(一社)九州サッカー協会ホームページに掲載する。

<http://kyushu-fa.jp/>

(2) 組み合わせの決定にあたっては、前回の大会結果を踏まえ、優勝チーム福岡市役所を第一シード、第2位大分県庁を第二シード、第3位中津市役所を第三シード、第4位久留米市役所を第四シードとする。

18 監督・審判会議 5月17日(金) 午後4時 ホテルシーサイド島原

〒855-0862 島原市新湊一丁目38番地1 TEL: 0957-64-2000

19 開会式・ 5月17日(金) 午後6時 ホテルシーサイド島原

レセプション ※ 詳細については、別途大会実行委員会より通知する。

20 閉会式 決勝戦終了後、同会場において行う。

(第3位の表彰式は、準決勝終了後行う。)

21 表彰

(1) 優勝チームには、優勝旗及び優勝杯を授与し、次回まで保持させる。

(2) 準優勝チームには、準優勝杯を授与し、次回まで保持させる。

(3) 優勝から3位チームまでには、表彰状を授与する。また、準優勝チームと3位チームには、盾を授与する。なお、第47回大会優勝チーム福岡市役所には、優勝旗及び優勝杯の返還と引き換えにレプリカを授与する。



22 参加費

出場チームは、参加費 40,000 円を実行委員会指定の口座へ 2019 年 4 月 26 日（金）までにチーム名が確認できるようにして振り込むこと。（期限厳守）

23 その他

- (1) この大会要綱に定めのない事項については監督・審判会議にて決定する。
- (2) 各会場や、関係施設の利用に際しては、大会運営本部の指示を仰ぎマナーを厳守すること。
- (3) 主催者及び連盟は、選手の負傷、疾病、第三者の負傷等及び器物破損等について、一切の責任を負わない。尚、選手は健康保険証を持参し、各自の責任において、予めスポーツ障害保険等に加入すること。
- (4) 問い合わせ等
 - ① 疑義等については、原則として各県支部へ問い合わせすること。
 - ② 各県支部は、必要に応じて実行委員会又は連盟事務局へ相談すること。

24 付 記

自然災害等の発生により大会を中止、又は参加不可能となった場合の事後対応については、各チームの責任において処理すること。